「新公益法人制度」に関する戦略的広報の展開

参考資料１

既存の公益法人が**新制度に円滑に移行**し、また、**公益法人制度が一層活用**されるよう、新公益法人制度を**広く周知・広報**することが重要。改正法に対する附帯決議等でも新制度周知の重要性が示された【参考１】。

フェーズや対象に応じた広報を展開

「最終報告」以降

公益関係者との対話

○全国各地の公益法人及び都道府県担当者との対話イベント（全国６ブロックで実施）

○公益法人等制度改革に関する対話フォーラム（会場103名、WEB629アカウント）@東京

○制度改革等に関するセミナー@大阪

○民間団体主催のイベント等での講演活動

等

法律成立直後

「変わること」を知ってもらう

○公益事務局HP内に制度改革に関する特集サイトを開設（例年と比べ約１万５千のアクセス増↑）

○制度改革のポイントをまとめたフライヤーを作成。都道府県も通じ公益法人等に配布【参考２】

○公益法人制度の概要等を解説する動画コンテンツ作成、YouTubeチャンネルで発信【参考３】

等

下位法令・GL等検討

新制度の詳細を発信

○全国各地の公益法人及び都道府県担当者との対話イベント（全国６ブロックで予定）

○新制度施行に向けたフォーラム（予定）

○民間団体主催のイベント等での講演活動

等

新制度施行直前

各法人に寄り添った広報

○会計専門家による新会計基準に関する相談会（全国20カ所程度で実施予定）

○全国主要都市において関係都県と連携した説明会を開催（予定）

等

これまでの広報活動の効果を分析しつつ、対象やタイミングに応じた新たなプロモーションを展開【参考４】

法人や経済界等との対話の継続。新制度の具体化や施行後における改善に反映

参考１

◆「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」に対する附帯決議（抜粋）

衆・内閣委（令和６年５月10日）
一　公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、**関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図る**とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。

参・内閣委（令和６年４月４日）
一　公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、**関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図る**とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後五年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。

◆公益二法法案審議（周知・広報に関する質疑抜粋（未定稿））

令和６年４月４日参・内閣委
○広瀬めぐみ君　（略）最後に、今回の法改正によってかなりの改革の成果が見込まれると思います。**法律施行の段階でも広報活動をしっかりと行い**、公益法人を更に増やして**民間の公的役割を増大していただきたい**と思っております。それには大臣の力強いリーダーシップが必要だと思いますが、加藤大臣に意気込みをお聞きしたいと思います。
○国務大臣（加藤鮎子君）　（略）新たな公益法人制度について、**法人や経済界等との対話の推進や、またフォーラムの開催、さらにＳＮＳによる情報発信、こういったことによりしっかりと広報や普及啓発**をしてまいり、民間公益の活性化に向けて、私自身、リーダーシップを発揮して取り組んでまいりたいと考えております。

令和６年５月10日 衆・内閣委
○太委員　（略）公益法人、公益信託の活用の前提として、そもそも、こういった制度があるということを国民に認知してもらう必要があると思います。特に、公益信託の存在については、公益法人に比べても認知度が低いのではないかと思っておりますが、**政府として、今回のこの制度改正の内容の周知に加えて、そもそも、公益法人、信託という制度自体の認知向上に向けてどのように取り組んでいくおつもりでしょうか。御認識と対策を教えてください**。
○加藤国務大臣　（略）**公益法人、公益信託制度をより御活用いただくためには、使い勝手のよい制度を準備するのみならず、制度について広く知っていただくことが**、委員御指摘のとおり**必要だと考えてございます**。
　新たな公益法人、公益信託制度や、公益法人の活動例、公益信託の活用例等について、法人や経済界等との対話の推進、また、フォーラムの開催、さらには、ＳＮＳによる情報発信等によって積極的に広報、普及啓発をし、社会全体の関心を高めてまいります。

参考２

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ

内閣府

２０２５年４月(※1)から「公益法人制度」が変わります

(※1)現時点における予定

社会変化に柔軟・迅速に対応し、**より効果的な公益活動**を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

・収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

・収益事業等の変更は届出で可能になります

※公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

（更なる信頼確保）

・外部理事・監事の導入、
・３区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※外部理事・監事…過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事
※新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準など公益法人制度全体を見直していきます。また、2026年４月(※2)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものに変わります。(※2)現時点における予定

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】
電話番号：03-5403-9669
受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください ⇒

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html

公益信託関係者の皆様、公益活動にご関心の皆様へ

内閣府

２０２６年４月(※)から「公益信託制度」が変わります

(※)現時点における予定

国民や企業の皆様が、**公益活動を展開していくツール**として「公益信託」がより活用されるよう、従来の制度を**使い勝手がよくかつ透明性の高い**仕組みへと**抜本的に見直す**取組です。ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

改正のポイント

☑ 担い手の範囲を拡大

信託会社に加え、公益法人や個人も受託者になることが可能になります。

☑ 信託財産・信託事務の範囲を拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にすることで、助成以外の公益的な事務が可能になります。

☑ 公益法人と共通の行政庁による認可・監督制に

主務官庁制が廃止され、公益法人と共通の枠組みで公益性の判断等が行われるようになります。

公益信託制度のイメージ

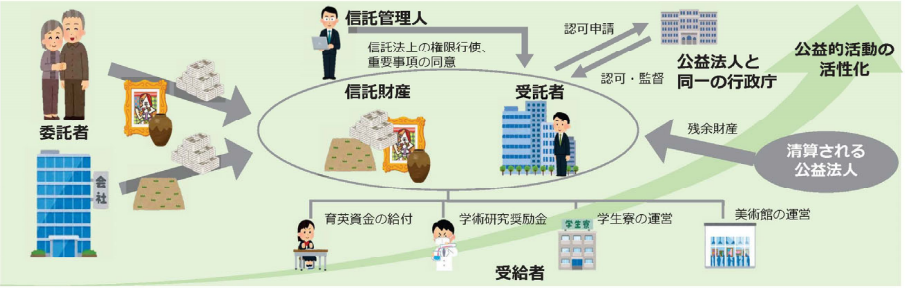

※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください ⇒

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html

参考３

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/youtube.html

参考４

【効果分析例】

令和６年５月22日に、公益事務局HP内に制度改革に関する特集サイトを開設、また、その旨メールマガジン等で発信

⇒　公益事務局HP「トップページへのアクセス数」を指標として効果分析

⇒　昨年・一昨年の同時期のトップページへのアクセス数と比較

⇒　開設後８営業日の合計アクセス数「74510」に対し、昨年「61253」、一昨年「58064」
昨年・一昨年との差分約１万５千アクセスを効果量と推計